

「木材利用研究発表会表彰規定」

平成18年6月 1日	制定
平成19年7月25日	一部改正
平成22年3月 8日	一部改正
平成23年7月13日	一部改正
平成23年9月28日	一部改正
平成26年6月 6日	一部改正

1. 表彰方針：木材の土木分野への利用に関する研究・技術の発表の場である「木材利用研究発表会」において、木材利用技術の発展に寄与することが期待できる発表、且つ簡潔明瞭で優れた口頭発表を行った者に対し「優秀講演賞」を授与する。
2. 受賞対象：木材利用研究論文報告集に掲載された論文の著者で且つ口頭発表を行った講演者を受賞対象とする。ただし、招待論文の発表者は受賞対象としない。
3. 受賞数：受賞対象総数の概ね10%程度に授与する。
4. 受賞者の選考
 - (1)選考の原則：受賞者の選考は下記の評価項目に従って選考委員が採点し、それらを総合した得点により行う。1発表に対して4名の選考委員が評価する。
 - (2)評価項目：
 - 有用性：木材利用技術の発展に有用な知見を提示しているかを評価する。
 - 発表技法：簡潔明瞭で分かりやすい口頭発表か、発表時間が適切かを評価する。
 - 発表資料：スライドの分かりやすさ、見やすさを評価する。
 - 質疑応答：質疑に対する応答が適切かを評価する。
 - (3)選考方法：選考委員は(2)の評価項目毎に採点を行う。各選考委員による採点結果の合計点に基づき、受賞者を決定する。
5. 選考委員：木材の土木利用に関する研究分野で実績のある複数の者を選考委員とする。
6. 表彰：受賞者には賞状と副賞を授与する。